

## 【 軽自動車税(種別割)の税額表 】

車種	車種	H27. 3. 31以前の 登録車両 <small>※13年を経過していない車両</small>	H27. 4. 1以降の 登録車両	★重課 <small>※13年を経過し ている車両</small>	◆軽課(1)	◆軽課(2)	◆軽課(3)
		01	50cc以下	2,000			
02	90cc以下	2,000					
03	125cc以下	2,400					
04	ミニカー	3,700					
05	軽二輪	3,600					
06	三輪	3,100	3,900	4,600	1,000	2,000	3,000
07	乗用・営業	5,500	6,900	8,200	1,800	3,500	5,200
08	乗用・自家用	7,200	10,800	12,900	2,700		
09	貨物・営業	3,000	3,800	4,500	1,000		
10	貨物・自家用	4,000	5,000	6,000	1,300		
12	小型特殊 農耕用	2,400					
13	小型特殊 その他	5,900					
14	二輪の小型自動車	6,000					

★重課 平成28年度以降、毎年4月1日現在で新車新規登録の初度検査年月から13年を経過した車両が重課税の対象になります。(※初度検査年月が平成22年3月以前の車両です)

※自動車検査証(車検証)の初度検査年月を確認してください。

番号 00000

### 自動車検査証

平成00年00月00日

軽自動車検査協会

車両番号		交付年月日	初度検査年月	自動車の種類	用途	自家用・事業用の別	車体の形状		
		平成 年月日	平成 年月						
車台番号		乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	長さ	幅	高さ	
		人				Kg	cm	cm	cm
車名	型式	原動機の型式	燃料の種類	※最初の新規検査年月		後軸重	型式指定番号	類別区分番号	
						Kg			

◆軽課 三輪及び四輪の軽自動車で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについてグリーン化特例(軽課)が適用されます(1回限り)。

<適用条件>

令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に新規登録を行った車両の場合

条件	軽課(1) 電気軽自動車・天然ガス軽自動車 (平成21年排出ガス基準10%以上低減車または平成30年排出ガス基準適合車)
	軽課(2) 令和2年度燃費基準+令和12年度燃費基準90%達成の営業乗用車
	軽課(3) 令和2年度燃費基準+令和12年度燃費基準70%達成の営業乗用車
※(2)・(3)については、ガソリン車・ハイブリッド車で平成17年排出ガス基準75%低減達成車(☆☆☆☆)または平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限りです。	

◎軽課の適用になる場合は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

## 軽自動車等の登録・変更のご案内

軽自動車税(種別割)は4月1日現在に東松島市内に主たる定置場がある軽自動車等の所有者に毎年課税される税金です。軽自動車等を廃車・譲渡した場合、盗難・紛失した場合、所有者が死亡・転出された場合は、届出が必要ですので、下記申請窓口で手続きをしてください。届出がない場合は、継続所有しているものとしてその年度の軽自動車税(種別割)が課税となります。

なお、4月2日以降に廃車・譲渡の届出をされた場合は、その年度分の軽自動車等は課税されます。また、月割課税制度はありません。

車両の種類	届出場所	電話番号
・原動機付自転車(125cc以下) ・小型特殊自動車 (農耕用・特殊作業用)	東松島市役所税務課 宮城県東松島市矢本字上河戸36-1	0225(82)1111 内線1135・1136・1147
	鳴瀬総合支所 宮城県東松島市小野字新宮前5	0225(82)1111 内線2104・2107
・軽自動車(四輪)	宮城県軽自動車協会 宮城県仙台市宮城野区中野四丁目1-38	022(388)6033
	石巻自動車協会 宮城県石巻市双葉町3-26 ※代行手数料がかかります	0225(95)2003
※震災による被災車両の登録(抹消登録)	宮城県軽自動車検査協会 宮城県仙台市宮城野区中野四丁目1-38	050(3816)1830 コールセンター
・二輪の小型自動車 (251cc以上)	東北運輸局宮城運輸支局 宮城県仙台市宮城野区扇町3-3-15	050(5540)2011
・軽二輪(126cc~250cc)		

### 【手続きに必要なもの】

#### ○原動機付自転車・小型特殊自動車

- 住所変更(市内転居)・・・標識交付証明書
- 住所変更(市外転出)・・・ナンバープレート、標識交付証明書
- 名義変更(市内→市内の場合)・・・前所有者等の標識交付証明書・譲渡証明書、ナンバープレート
- // (市外→市内の場合)・・・前所有者等の譲渡証明書・廃車申告受付書
- 登録・・・販売証明書または前所有者等の譲渡証明書
- 廃車・・・ナンバープレート、標識交付証明書

#### ○軽自動車(四輪・二輪)・二輪の小型自動車

上記の届出場所へお問い合わせください。

### 【宮城県外へ転出された方へ】

宮城県外へ転出し他県ナンバーを取得した際、前課税元(東松島市)への税止め申告が必要になりますので、自己申告又は各県の軽自動車協会にて代行申告を行ってください。(ただし二輪の小型自動車は自己申告のみとなります。)

※自己申告をされる場合は、軽自動車変更(転出)申告書と新・旧車検証の写し又は転出先の軽自動車申告書の控え等を市役所税務課へ郵送にて提出してください。